

令和 7 年国勢調査各務原市実施本部設置要綱

(令和 7 年 3 月 28 日決裁)

(設置)

第 1 条 令和 7 年国勢調査（以下「国勢調査」という。）の実施に当たり、円滑かつ効率的に業務を遂行するため、令和 7 年国勢調査各務原市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 実施本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国勢調査の実施に係る企画及び総括に関すること。
- (2) 国勢調査の広報及び啓発に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他国勢調査の実施に関して必要なこと。

(組織)

第 3 条 実施本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は磯谷副市長とし、副本部長は企画総務部長を、本部員は企画総務部総務課長、企画総務部総務課主幹及び企画総務部総務課統計係長をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、実施本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、実施本部の事務を掌理する。

(事務局)

第 5 条 実施本部の事務局は、企画総務部総務課に置く。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。